

京都市伏見区基本計画推進区民会議開催要綱

(趣旨)

第1条 伏見区基本計画「皆でつくる すむまち伏見」を区民、事業者等及び行政の協働により推進するに当たり、その進捗を確認し、幅広く意見を求めるとともに、伏見区のまちづくりの新たな指針となる次期伏見区基本計画の策定に向けた意見聴取を目的として、「京都市伏見区基本計画推進区民会議」（以下「会議」という。）を開催する。

(委員)

第2条 会議に参加する委員は、学識経験のある者その他伏見区長（以下「区長」という。）が適當と認める者のうちから、区長が依頼し、又は任命する。

2 前項の規定により依頼し、又は任命する委員の人数は、35人以内とする。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(座長の指名等)

第4条 区長は、委員のうちから会議の座長及び副座長を指名する。

2 座長は、会議の進行をつかさどる。

3 座長に事故があるときは、副座長がその職務を代理する。

4 区長は、委員のうちから専門的見地を有する者をアドバイザーに指名することができる。

5 区長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(招集)

第5条 会議は、区長が招集する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の開催に関して必要な事項は、区長が定める。

(事務局)

第7条 会議の事務局を、伏見区役所地域力推進室に置く。

附則

(施行期日)

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は令和元年6月3日から施行する。

(関係要綱の廃止)

伏見区基本計画推進区民会議要綱（以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

この要綱の施行の際現に旧要綱に基づく伏見区基本計画推進区民会議（以下「旧伏見区基本計画推進区民会議」という。）の委員である者は、この要綱の施行の日（以下「施

行日」という。)に会議の委員として依頼又は任命されたものとみなす。この場合において、その依頼され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、施行日における旧伏見区基本計画推進区民会議の委員としての任期の残任期間とする。

この要綱の施行の際現に旧伏見区基本計画推進区民会議の座長及び副座長である者は、施行日に第4条第1項の規定により座長及び副座長に指名されたものとみなす。